

長崎県における再犯防止対策の取組

1 長崎県地域生活定着支援センター 1. 実施主体 長崎県（社会福祉法人南高愛隣会に委託） 2. 事業内容 (1) 退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務 (2) 退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務 (3) 高齢・障害被疑者等支援業務 (4) 退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務 (5) 地域のネットワークの構築と連携促進業務 (6) 情報発信業務 3. 事業開始日 平成21年8月1日 4. その他 ・令和元年6月 長崎刑務所と社会福祉法人南高愛隣会の連携を強化する「包括的共同支援協定」を締結。 (施設外処遇、社会復帰支援指導のフォローアップ指導、外泊、職場体験、実務体験)	3 広報・啓発活動、その他 ・「再犯防止啓発月間」の広報・啓発 ・保護司人材確保のため、長崎保護観察所と連携し、県職員退職者や県庁内各課等へ保護司活動の周知 ・長崎県更生保護協会への助成 ・保護司、更生保護女性会員に対する知事感謝状の贈呈 ・「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」を設置し、「司法」「福祉」「保健」の連携体制を構築。
2 就労の確保 1. 保護観察対象者の就労支援に関する協定 保護司会連合会、保護観察所から推薦があった者を、長崎県が最長6ヵ月会計年度任用職員として雇用することを内容とする協定を締結（H27.10.30協定締結、現時点で雇用実績なし） 2. 建設工事入札参加資格審査における優遇措置 協力雇用主としての登録及び同一の保護観察者等を継続して3ヶ月以上雇用した場合に加点	4 地域再犯防止推進モデル事業 ○法務省のモデル事業（委託期間：H30.10～R3.3） ・社会福祉法人 南高愛隣会に再委託 (事業内容) ・高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組 ・薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組 ・犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組 → この成果を踏まえ、 令和3年3月に「長崎県再犯防止推進計画」を策定

